

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成16年5月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

廃止届出業者

大阪市西区太子1丁目8番19号

株式会社 柳澤設備

代表取締役 柳澤 和則

廃止届出年月日

平成16年4月26日

(上下水道局水道部給水課)